

令和7年度資源ごみ回収団体募集

家庭から出るごみの中には、資源として活用できるものがたくさんあります。ごみを減らし、リサイクルを推進するために、仲間を募って資源ごみの回収に参加しませんか。回収で得た売上金や報償金は、団体の活動資金として活用することができます。

$$\text{報償金} = \text{報償金単価 (4円)} \times \text{回収重量 (キログラム)}$$

※100円未満は切り捨てとなります。

- 実績報告書は、回収後1か月以内に提出してください。
- **令和6年度の実績報告書は、令和7年4月10日(木)までに提出してください。**それ以降になると報償金は**お支払できません。**
- お店や会社などの事業系のごみは対象になりません。

▽ 実施手順 ▽

- ① 実施する団体を決めます。
自治会、子供会、老人会、女性団体、生徒会、PTAなど。ただし、重複して届出することはできません。
- ② 実施団体が回収業者と打ち合わせをします。
回収する資源ごみの種類、回収日(令和7年4月1日～8年3月31日までの間)、実施回数、集積場所、資源ごみ売却実績報告書の受け渡し方法などを決め、それらを資源ごみ回収業者と**直接調整**してください。※市は連絡調整の介入はしません。
- ③ 届出書を環境クリーンセンターに提出します。
「資源ごみ回収団体届出書」に必要事項を記入して、回収を実施するおよそ1か月前までに環境クリーンセンターへ直接又は郵送で提出します。
(※口座振込を希望する団体は、通帳の写しを添付してください。)
- ④ メンバーに周知して、回収を実施します。
事前に団体のメンバーに回収する資源ごみの種類、回収日、回収方法などを周知して回収を実施します。
- ⑤ 業者から売却実績報告書を受け取ります。
回収が終わったら、資源ごみ回収業者から「資源ごみ売却実績報告書」(以下、実績報告書)を受け取り、数量、金額等を確認します。
- ⑥ 売却実績報告書をクリーンセンターに提出します。
実績報告書のうち、市提出用に会長等の印又は代理人の印を押印の上、環境クリーンセンターへ回収実施後1か月以内に、直接または郵送で提出します。なお、実績報告書を提出しなければ、報償金は交付されませんので注意してください。
また、実績報告書は**実施した年度内**に提出してください。

▽ 資源ごみ売却実績報告書について ▽

実績報告書の取り扱いは、資源ごみ回収業者とよく打合せをしてください。実績報告書は団体が市へ提出するのが原則となっています。回収業者に市への実績報告書の提出を依頼しても、その責任は団体に帰属します。

なお、資源ごみ売却実績報告書に押していただく認印等は団体の長以外の認印でも差し支えありませんが、その際には右のとおり印鑑を押した余白に「代」と記入してください。



▽ 鹿沼市指定資源ごみ回収業者（五十音順） ▽

回収業者	住 所	電 話	回収業者	住 所	電 話
(有)阿久津商店	茂呂 160-5	76-4026	(株)高橋商店	奈佐原町 179-1	75-2215
鹿沼資源回収事業協同組合	茂呂 160-5 (代表者の住所)	76-4026	(株)丸 当	下石川 732-22	72-1561
君島商店	上材木町 2323	62-6667	(株)まるやま	戸張町 2311	62-2685

▽ 資源ごみの種類と品目 ▽

※代表的なものですので、不明な点は上記資源ごみ回収業者にお尋ねください。

種 類	回 収 す る も の	回 収 し な い も の
古 紙 類	新聞紙、雑誌、ダンボールなど	ろう引きダンボール、カーボン付き伝票、ビニールが張ってある袋、油のついた紙など
ビ ン 類	酒ビン（ビールビン）など	牛乳ビン、薬ビン、調味料ビン、油の入っていたビン、割れたビン、汚れたビンなど
金 属 類	アルミ類、銅類など	家電製品など
そ の 他	回収業者にお尋ねください。	

※家庭から出た資源ごみに限らせていただきます。

【注意】市から団体への報償金の対象品目は紙類(新聞、雑誌、ダンボール等)のみになります。他の資源ごみの回収をご希望される場合は回収業者とご相談ください。

▽ 資源ごみの出し方 ▽

古 紙 類 …… バラバラにならないようヒモで十文字に縛る。（紙袋は使わない）
ビン、金属類 …… コンテナなどを利用し、種類ごとに分けてまとめる。ビン、缶など

他の種類の資源ごみと混入しないように注意する。

（詳しくは、資源ごみ回収業者にご相談してください。）